

フリマアプリで発注したものが別の商品だった…詐欺？

フリマアプリで買った商品を開けてみたら、
購入したはずの物と違っていた…

フリマアプリなどのネット上の取引は、店で買うときと異なり、商品が自宅に届くまで中身が購入したかった物かどうかわかりません。

もし届いた商品が別の商品だった場合は、
取引相手を詐欺罪で訴えることはできるのでしょうか。

発送者を罪に問えるかどうか紐解いていきます。



この教材でわかること

- 購入したものが違うと詐欺になるのか
- 受取評価をしてしまった場合の対処法
- 受取評価をしてない場合の対処法

故意に違う商品が送られた場合は **詐欺罪** になる

発送者が落札者に対して、

「当初から当該商品を送る意思がなく、
意図的に別の商品を発送したのなら」

詐欺罪が成立して、刑事裁判で有罪になった場合、
最長で10年以下の懲役が課せられる可能性があります。

刑法第二百四十六条 詐欺罪

人を欺いて財物を交付させた者は、
十年以下の懲役に処する。

詐欺罪のポイントになるのは、相手を騙して利益を得ているかどうかです。

例えば大手のフリマアプリでは、落札者がアプリ内で出品者に対して『受け取り評価』をしないとお金は入金されません。

出品者が故意に別の商品を送り、落札者が受け取り評価をして利益を得た場合なら、詐欺罪に該当する可能性があります。

別の商品だった場合の 対処法

受取評価をしてしまった場合

異なる商品が送られてきたが、間違えて商品の受け取り評価をしてしまったという場合でも、対象物が違うなら、まずは出品者に問い合わせてみましょう。

出品者に対応してもらえないときは、フリマアプリの事務局や弁護士に相談してみてください。

受取評価をしていない場合

まだ受け取り評価をしていないなら、以下の手順を踏み対処しましょう。

- ① 出品者に取引メッセージで状況を説明して
正規の商品を送ってほしいと要求する
- ② アプリ内のメニューから事務局に相談する(商品IDとや明細は必須)

詐欺を目的とした出品者だと「正規の商品を送るから先に受け取り評価をしてほしい。」など受け取り評価をさせるためのメッセージを送ってきますが口車に乗ってはいけません。

ちなみに、詐欺の場合は正規商品の発送はしてくれないと思いますが、事務局がキャンセル手続きをするため購入金額は返金されます。

当初から当該商品を送る意思がなく、意図的に別の商品を発送している場合であれば、詐欺罪に問える可能性もあるので、刑事告訴を検討してもよいでしょう。

参考記事：[フリマアプリで発注したものが別の商品だった…詐欺罪？](#)